２０２１年９月１日現在

商　品　名 （愛　称）	全国保証㈱保証付住宅ローン （住まいるいちばん　ネクストＶ）

<table>
<tr><td>ご利用いただける方</td><td>・当金庫の会員となれる方。
・お申込時、満２０歳以上６５歳未満で、完済時満８０歳未満の方。（一般団信の場合）
・勤続（営業）年数は次のとおりです。
<table>
<tr><td>給与所得者（正社員）</td><td>１年以上</td></tr>
<tr><td>給与所得者（親族会社勤務）
法人役員</td><td>１年以上かつ通年決算２期以上（勤務先の法人について、通年決算２期以上の業歴要）</td></tr>
<tr><td>個人事業主</td><td>通年決算２期以上</td></tr>
<tr><td>年金受給</td><td>受給実績有</td></tr>
</table>
・安定継続した年収があり、かつ前年年収１００万円以上の方。
・原則、団体信用生命保険に加入できる方。
・全国保証(株)の保証が受けられる方。</td></tr>
<tr><td>お　使　い　み　ち</td><td>・お申込人またはご家族の居住することを目的とした土地および住宅の購入・住宅の新築・増改築資金・借換資金
・自己居住用住宅の住み替えに要する資金
・住宅用発電設備および省エネ設備に係る資金（太陽光発電システム、エネファーム、エコキュートエコジョーズ、ＥＶ充放電器等）
・オプションとして購入する設備機器、付帯工事にかかる資金（冷暖房設備、食器洗乾燥機、家具、照明、塀、外壁、外構、造園、車庫、屋外電気工事、電気自動車用充電設備等）
・上記４項目にかかる諸費用（保証料、手数料、印紙代、登記費用、火災保険料、電化製品等購入費用、住宅関連のインテリアおよびエクステリア購入費用等）
（注）併用住宅は居住部分が５０％以上必要です。
（注）居住用として必要な設備（バス・トイレ・キッチン等）を有する建物であること。</td></tr>
<tr><td>ご融資限度額</td><td>・１００万円以上１０，０００万円以内（１万円単位）
※担保評価額の２００％以内（担保評価額１００％超については、超過保証料がかかります。）</td></tr>
<tr><td>ご　利　用　期　間</td><td>・２年以上３５年以内（月単位）
※資金使途による制限はございませんが、審査により変更させていただく場合があります。</td></tr>
<tr><td>ご　融　資　利　率</td><td>・変動金利＜短期金利連動型、長期プライムレート連動型＞
・固定金利特約型（３年、４年、５年、１０年）
※金利動向に応じて金利種類の変更（変動金利⇔固定金利）が可能です。（別途手数料が必要）
・段階金利型（「当初１０年間」と「１１年目～ご返済完了」までの２段階固定金利）
※変動金利や固定金利特約型からの変更はできません。</td></tr>
<tr><td>ご　返　済　方　法</td><td>・毎月元金均等返済、または毎月元利均等返済のどちらかを選ぶことができます。
・借入金額の５０％の部分を限度として、年２回のボーナス返済の併用ができます。
・元金の返済の据置期間は１年の範囲内で取扱いが可能です。</td></tr>
<tr><td>担　保　・　保　証　人</td><td>・原則として対象物件に第一順位の抵当権を設定させていただきます。
・全国保証が保証しますので、保証人は原則として必要ありません。ただし、収入合算者は連帯保証人または連帯債務者となっていただきます。</td></tr>
</table>

保　　証　　料	・借入金額に対し保証期間に応じた保証料をお支払いただきます。
	・お支払方法は、一括払いと分割払いのいずれかを選んでいただきます。
	・分割払いによる保証料率は、全国保証基準による各コースによって異なります。
	※コースはＡコースからＥコースまであり、保証料率は０．０８％～０．４０％となっています。
	保証料率をご融資利率に上乗せしてお支払いいただきます。
事務手数料 （全国保証）	・保証料を一括で支払う場合、事務手数料５５，０００円（税込）を全国保証へお支払いただきます。
	・保証料を分割で支払う場合、事務手数料は免除となります。
その他手数料 （当金庫）	・住宅ローン事務手数料３３，０００円（税込）が必要です。
	・段階金利型を選択される場合は、別途利用手数料が必要です。
	・繰上返済・金利種類変更等には、別途所定の手数料が必要です。
苦情処理措置 紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9 時～17 時、
	電話：089－946－1203）にお申し出ください。
	紛争解決措置　・愛媛弁護士会紛争解決センター(電話：089－941－6279)で紛争の解決を図ることも
	可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室に
	お申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただく
	ことも可能です。
	・東京弁護士会(電話：03－3581－0031)、第一東京弁護士会(電話：03－3595－8588)、
	第二東京弁護士会(電話：03－3581－2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ること
	も可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談
	室または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。
	また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただ
	くことも可能です。
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その
	の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会
	とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地
	域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京
	三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせくだ
	さい。